

## 放課後等デイサービス人材確保事業Q & A

| No | 質問  | 回答  | 備考 |
|----|---|---|----|
| 1  | 一時金は、交付対象の始期はいつからですか。   | 一時金の交付は、新規放課後等デイサービス事業所の指定日から3年です。  |    |
| 2  | 年度途中に対象職員が退職した場合は、一時金は交付されますか。                                  | 年度途中に退職した場合は、実績報告書の誓約事項に記載できないため、当該年度に一時金は交付されません。  |    |
| 3  | 新規開設後に職員の退職等があった場合、その後に採用された職員は補助金の交付対象となりますか。                  | 対象職員の人事異動、退職、その他の理由により勤務実態が確認できない場合は交付対象となりません。ただし、新規指定後、6ヶ月以内に新たに採用された職員及び退職等があり、その後に採用された職員は補助金の交付対象となります。補助の期間は、雇用された日ではなく、指定日から3年になりますので、ご注意ください。 |    |
| 4  | 作業療法士は対象職員に該当しますか。  | 対象職員は、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士になります。  |    |
| 5  | 一時金は、「給与」に該当になりますか。   | 一時金については、姫路市放課後等デイサービス人材確保事業実施要綱第9条において、交付決定者が対象職員に一時金を支払った書類として、給与規程、給与明細書等求めていることから、給与に該当すると考えています。詳細については、税務署にご確認ください。                             |    |
| 6  | 放課後等デイサービス事業所の児童指導員が、新規開設にあたって、児童発達管理責任者として勤務する場合は、対象職員に該当しますか。 | 「過去1年以内において、(略)市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に、児童発達支援管理責任者又は児童指導員等として勤務したことがないこと」の要件から、対象職員には該当しません。   |    |
| 7  | 前年度に交付申請を失念していた場合は、改めて交付申請を行うことはできますか。                          | 新規開設の翌年度に継続して申請できるのは、新規開設年度に交付申請した新規放課後等デイサービス事業所に限ります。   |    |